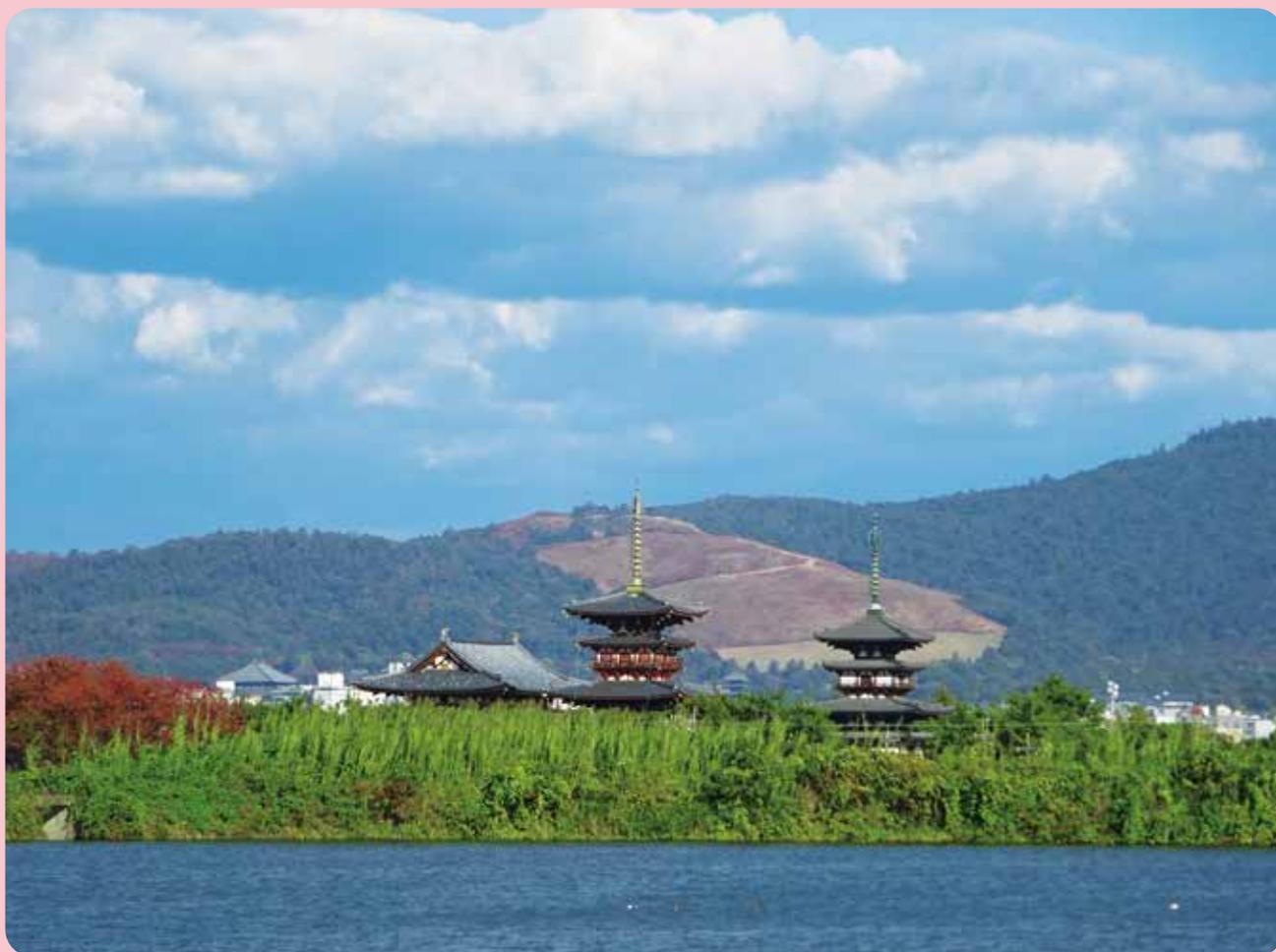


トラック奈良 12

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和2年] **2020**

No.320



薬師寺

森本好美理事が国土交通大臣表彰受賞

日：令和2年10月29日(木)

森本好美理事（御所支部長）が、多年にわたり貨物運送事業の振興に努め、業界の発展に寄与した功績により、国土交通大臣表彰を受賞しました。

森本理事は「この度の受賞は本当に皆様のおかげで、ありがたく感謝している。今後も事業の発展に尽力したい。」と話しました。





大仏池

森本好美理事が国土交通大臣表彰受賞	巻頭
引越(基本・管理者)講習会	2
高齢者に配慮した労働災害防止対策セミナー	3
トラック重大事故防止対策セミナー	4
グリーン経営促進研修会	5
原価計算活用セミナー	6
新規許可事業者に対する指導講習会	7
優秀安全運転事業所表彰(銀章)受賞	8
活躍する女性ドライバー	9
横断歩道は歩行者優先マスクトラック啓発活動	10
環境キャンペーン	11
税制改正・予算に関する要望	12
百貨店・宅配部会 事故防止事業の活動報告	14

■ 事故対から

事故対からのお知らせ	15
------------	----

■ 全ト協から

第111回 トラック運送業界の景況感(速報)	18
新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン第1版、第2版	22

■ 近畿交通共済から

近畿交通共済からのお知らせ	39
---------------	----

■ 全ト協から

軽油価格調査集計表(2020年9月)	41
--------------------	----

■ 奈ト協から

適正化事業・巡回指導報告書	42
KIT事業の案内	43
12月・1月の行事(予定)表	44
年末・年始の業務及び緊急連絡先について	45
トラックの構造上の特性	46
事業用自動車事故事例No.64	47

■ 奈良運輸支局から

奈良運輸支局からのお知らせ	48
---------------	----

■ 奈良県警察本部から

奈良県警察本部からのお知らせ	49
奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議より	50
大和郡山市善行者表彰を受賞	巻末

引越（基本・管理者）講習会

日：令和2年10月8日(木) 基本講習
令和2年10月9日(金) 管理者講習
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

（公社）奈良県トラック協会は、引越業務を行う事業所向けに講習会を実施しました。講師は（公社）全日本トラック協会輸送事業部次長の柴崎健一氏。



▲講師：全ト協 柴崎次長

（引越基本講習）

- (1) 引越業界の現状等について
今後日本の人口は減少、引越事業の従事者も高齢化するとともに、顧客となる世帯についても単身の高齢者が増加する等、先を見込んだ対策が必要となる。
- (2) 引越作業と接客マナーについて
 - ① マンション等の引越については、マンション管理者への許可や連絡は顧客がするもので、引越業者の仕事ではないことを事前に確認しておく。
 - ② 家電4品目については、

家電リサイクル法の対象であり、本来引越業者は受け付けないことを基本として、顧客へ事前説明することが必要である。

- (3) 引越運賃・料金について
 - ① 見積もり時の運賃料金は届出されたものであるか確認して欲しい。
 - ② 解約手数料について確認する際等、顧客と確実に連絡出来る電話番号等を確認しておくことが大切である。
 - ③ 受取日3日前確認については、追加分等を忘れず確実に確認する。
- (4) 標準引越運送約款等の知識について
 - ① 見積もりの際は、確実に標準引越運送約款を提示する。

- ② お客様との梱包等の役割分担を確認し書面化する。
 - ③ 貴重品等は運送会社から確認し、当日急な箱詰めされた依頼品についても実施する。
 - ④ 運賃の請求について、会社支払いもあることの事前確認を実施する。
 - ⑤ 荷送人の責任で見積もりより多くなった場合は、実際の運賃に変更できる。
- ※ 引越基本講習修了テスト、アンケート調査を実施後修了証を交付しました。



（引越管理者講習）

- (1) 「標準引越運送約款」他について



- ① 各事業所で改正標準引越運送約款の届出が終了しているか確認願いたい。
- ② 家電リサイクル等廃棄物の扱いについて、基本は家庭用機器に限るが、家庭用機器であれば、事業所で使用されていても家電リサイク

ル法の対象である。

- ③ 家電4品目を運搬できない事業者は、お客様に直接家電購入販売店に引き取りを依頼。

協力会社があれば直接お客様と交渉してもらう。

仲介取り次ぎは廃棄物処理法上の問題があるので最初に説明を行う。

- (2) トラブル事例によるグループ討議を実施。

高齢者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー

日時：令和2年10月26日(月) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：18名

陸運業においては50歳代以上の労働災害が全体の労働災害に占める割合が高く、事業主にとってもその対策が大切な課題となっています。陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士の島田弘和氏が、陸運業における労働災害の状況や、防止対策、荷役ガイドラインで高齢者に配慮する事項などについて解説しました。主な内容は以下の通りです。



過信しないで無理のない動作を



▲陸上貨物運送事業労働災害防止協会の島田弘和氏

全産業における休業4日以上労働災害発生状況は減少傾向にあり、昭和36年481,686人だったのが、平成30年は127,329人となっている。そうした中、陸運業の労働災害はほぼ横ばいで平成30年は15,818人。これは製造業に次いで多く、建設業をうまわっている。令和元年の陸運業の労働災害は50歳代以上が47%を占めており、死亡災害については60%を占めている。労働災害は墜落・転落が最も多く32%。次いで転倒(20%)、動作の反動・無理な動作(11%)が原因となっている。荷役作業に係わる労災事故は荷主先が多く、荷役作業によるものが

75%、その3分の1は墜落転落による事故。対策としては高所作業を減らしたり、運転席からゆっくり降りるなどの注意が必要。フォークリフトは転倒しやすいので、ベルトの着用が大切。最大積載量が5t以上の車での作業はヘルメット着用が義務付けられている。身を守るためには「墜落時保護用」のヘルメットを着用してほしい。トラック荷台での積み荷の安全、適切な固定・固縛のためには様々な器具の使用前点検と危険予知、作業手順書の作成、教育と訓練で減らすことができる。詳細は全日本トラック協会がまとめた『安全輸送のための積付け・固縛方法』をホームページからダウンロードできるので、確認してほしい。また高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト「エイジアク

ション100」やセルフチェックシートなども活用してほしい。

国の高齢者は60歳以上を想定しているが、50歳代から平衡感覚や視力・聴力などは低下するので「私は大丈夫」と過信しないで、無理な動作を避けることが大切。また疲労回復と睡眠の確保に気を配り、会社としては労務管理や安全教育で事故をなくす努力をしてほしい。

▶労働災害を防ぐためのポイント!

対策

作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう



トラック重大事故防止対策セミナー

日付：令和2年10月31日(土) 午後2時～
 場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：25名

あたりまえのことをきっちりとやる

トラックによる重大事故を減らすためのセミナーが行われました。講師は東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 主席研究員の花島健吾氏。主な内容は以下の通りです。



▲東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の花島健吾氏

(公社) 全日本トラック協会の「トラック事業における総合安全プラン2020」では、全国のトラックによる交通事故死者数を200人以下に減らすことを目標にしており、9月末現在、死亡事故件数は145件。昨年のトラックによる死者数は245人で走行距離1億キロあたり0.4人。業態別死者数ではバスやタクシーより多いが、走行距離1億キロあたりの死者数は必ずしも多くはなく、近年は減少傾向。死傷事故はこの10年で4割減っている。さらに減らすために「あたりまえのことがどれくらいできているかな?」という聞き方をしてほしい。

死傷事故の半分くらいは追突で、死亡事故は交差点が多くなっている。交差点事故では直進車は左右からの歩行者や左か



らの自転車に対して、右折車は左右からの歩行者と対向または右からのバイクが多い。左折車は並進自転車(まきこみ)が多く、自転車は突っ込んでくると思った方がいい。交差点事故をなくすためには、進入前に青信号でも左右の確認、適切な軌跡での右折と左折(右折時のショートカットはしない)、横断報道の手前では一時停止して安全確認をするなどが大切。

追突事故は第一当事者(ドライバー自身)が死亡しやすい。追突事故の85%は停車中の車両に突っ込んでおり、主な原因は居眠り運転、脇見運転、だろろ運転。追突事故を回避するために適度な緊張感をもって自己管理をする、運転に集中するため車内を整理・整頓する、常に状況変化を予測して運転する、という3つの安全行動を心掛けてほしい。

まとめ

	特徴	事故撲滅のための安全行動
交差点事故	<ol style="list-style-type: none"> 直進・左右からの歩行者 ・左からの自転車 右折・左右からの歩行者 ・対向バイク、右からのバイク 左折・並進の自転車 速度・低速域(10km/h以下) 	<ol style="list-style-type: none"> 交差点進入前に安全確認する 適切な軌跡で右折する・左折する 交差点内で安全確認する (特に横断歩道手前)
追突事故	<ol style="list-style-type: none"> 第一当事者が死亡する (ドライバー自身) 停止している車両への追突 原因は『居眠り運転』・『脇見運転』・『だろろ運転』 	<ol style="list-style-type: none"> 適度な緊張感を持ち自己管理をする 運転に集中するために整理・整頓をする 常に状況変化を予測した運転をする

令和2年度 グリーン経営促進研修会

日時：令和2年11月6日(金) 午後1時30分～
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：4名

事業活動のなかに環境保全への配慮を組み入れ営利性の追求と環境配慮の両立を図っていくことを経営のグリーン化と呼んでおり、トラック業界においても「エコドライブの推進」や「低公害車の導入」などに代表されるグリーン経営の推進が不可欠です。公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団の交通環境対策部審議役の吉川博之氏が講師となって「運輸事業におけるグリーン経営の推進」「トラッ

ク運送事業におけるグリーン経営推進マニュアル」等のテキストにそって認証取得や更新を予

定している事業者に向けての研修を行いました。主な内容は以下の通りです。



グリーン経営認証取得（新規・更新）について

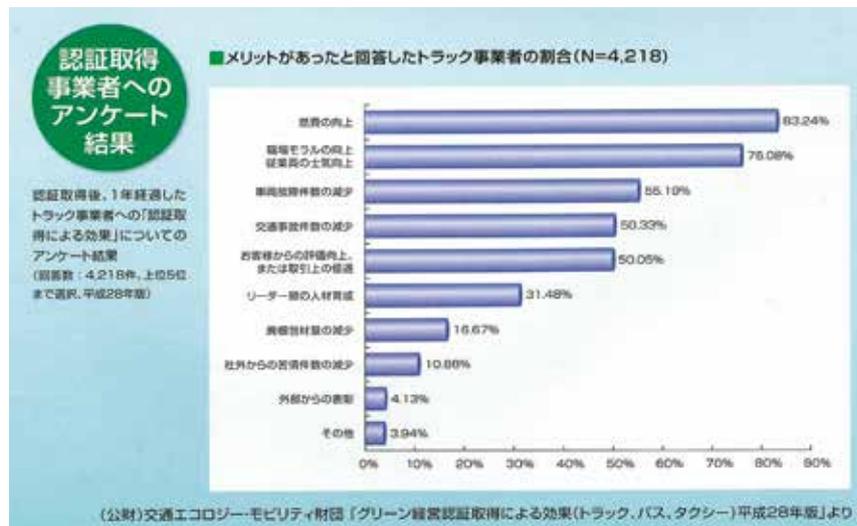


▲吉川博之氏

環境に配慮した経営は、企業の社会的責任でもあるが、ISO14001（環境マネジメントシステムに関する国際規格）の認証取得は難しく、コストがかさむのに比べ、「グリーン経営」は取得が容易で費用面でもISO取得より少なくて済む。しかも、認証を受けることにより、環境改善だけでなく、社内のモラルや士気の向上による安全運転意識の高まり、燃費向上や交通事故の減少に加えて、経費削減につながったとの報告が多数上がっている。

グリーン経営認証は、全67のチェック項目のうち、36項目以上の取り組みができている事業者を審査の上、認証・登録を行うもの。申請に必要な書類は、専用のHPからダウンロードするか、同財団のCDからもプリントアウトできる。認証されても2年ごとに更新審査があるので継続的な取組は必要。認証を

受けた事業者には、行政その他による優遇の制度もあるので、チェックすると良い。財団のCDには、書式をそのまま利用できる書類作成支援ツールがあり、DVD、「グリーン経営専用ホームページ」などとあわせて活用し、グリーン経営認証取得を進めてほしい。



令和2年度 原価計算活用セミナー

日時：令和2年11月18日(水) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

参加者：23名



▲講師の小坂真弘氏

講師：

日本PMIコンサルティング(株)
代表取締役 小坂真弘氏

講義内容

人手不足とドライバーの高齢化。若い人が増えない原因の一つにある給料の安さ。その中で、働き方改革に対応していくには、今後人件費が5%～25%は上がっていくと予想される。そこに対応していくには、今から運賃をアップし、原価を回収しないと廃業ということにもなってしまう。日本PMIコンサルティング株式会社 代表取締役社長の小坂真弘氏が講師となって、標準的な運賃を踏まえた荷主との取引条件見直しへの対応について解説しました。主な内容は以下の通りです。

～標準的な運賃を踏まえた荷主との取引条件見直しへの対応～

① 原価計算の実践(実践編)

適正運賃を算定するには、原価計算が必要。原価計算は複雑であるが、全日本トラック協会が提供する原価計算シートを使えば、データを入力するだけで簡単に作成できる。原価計算シートは、全日本トラック協会のHPにアクセスすることで使えるので、是非活用してほしい。



▲セミナーの様子

② 標準的運賃の考え方をを用いた原価計算結果の活用(活用編)

標準的な運賃と実勢運賃には、大きな開きがある。標準的な運賃が高いのではなく、実勢運賃が低すぎるといふ信念を持って交渉に向かう必要がある。例えば、標準的な運賃では、新車購入が前提になっている。実際には、中古車を購入している事業者も、本来は、新車を購入することで、安全安心な流通と、効率アップに繋がる。また、実車率は50%であるが、これを往復実車ということで、値引きをせず、1年間の実車率を考慮する必要がある。標準的な運賃こそが、本来あるべき姿であり、ひいては荷主の利益にもつながる。

働き方改革の告示期間では、標準的な運賃の収受を

目指して業者が連携しても独占禁止法にはかからないので、事業者の協力が有効である。荷主との運賃の交渉は、荷主と対立するのではなく、相手の懐に入り、共有と共感から始めていく。あきらめず粘り強く交渉することで、働き方改革を乗り切り、将来のあるべき姿のために頑張してほしい。

8 運賃交渉に向けたポイント整理①

○交渉では、下図のような流れで展開することができます。最初に、荷主等と①現場実態を共有し、②共感を引き出す作業が必要です。

○共感を引出した後、運賃の引上げ等取引条件の見直しが可能かどうか、見極めた後、交渉上の駆け引きに入ります。ここで弱腰になれば、交渉は負けとなるケースが多い。

①荷主等と現場実態を共有

②荷主等から共感を引出す

③相手を見極める

④交渉上の駆け引き

⑤取引継続 又は取引解消

令和2年度 貨物自動車運送事業の 新規許可事業者に対する指導講習会

日時：令和2年11月20日(金) 午後1時30分～
場所：奈良運輸支局 2階 会議室

近畿運輸局奈良運輸支局主催の令和2年度貨物自動車運送事業の新規許可事業者を対象とした指導講習会に、当協会職員の高輪貴祥適正化事業指導員が講師として出席し、適正化事業実施機関の役割や業務内容について説明を行いました。

指導講習会	
日 時：令和2年11月20日(金曜日) 13:30～16:30(最終終了予定) 場 所：奈良運輸支局 2階会議室	
次 第	
1. 開 会	13:35
<近畿運輸局奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 >	
2. 事務連絡	13:35～13:40
3. 講 習	
(1) 運行管理関係について	13:40～14:10
<近畿運輸局奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 > (30分)	
(2) 自動車運転者の適性診断について	14:10～14:30
<独立行政法人自動車事故対策機構奈良支所 > (20分)	
【休 憩】	
14:30～14:40	
(3) 労働基準法関係について	14:40～15:10
<奈良労働局労働基準部監督課 > (30分)	
(4) 貨物自動車運送適正化事業実施機関について	15:10～15:30
<奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関 > (20分)	
【休 憩】	
15:30～15:40	
(5) 法令関係等について	
①-1 事業計画等を変更する場合の諸手続等について	15:40～15:55
①-2 各種補助制度の概要について	
<近畿運輸局奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 > (15分)	
②-1 法令遵守事項について	15:55～16:25
<近畿運輸局奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 > (30分)	
4. 閉 会(質疑応答)	16:25～



▲高輪貴祥 適正化事業指導員



▲説明した資料

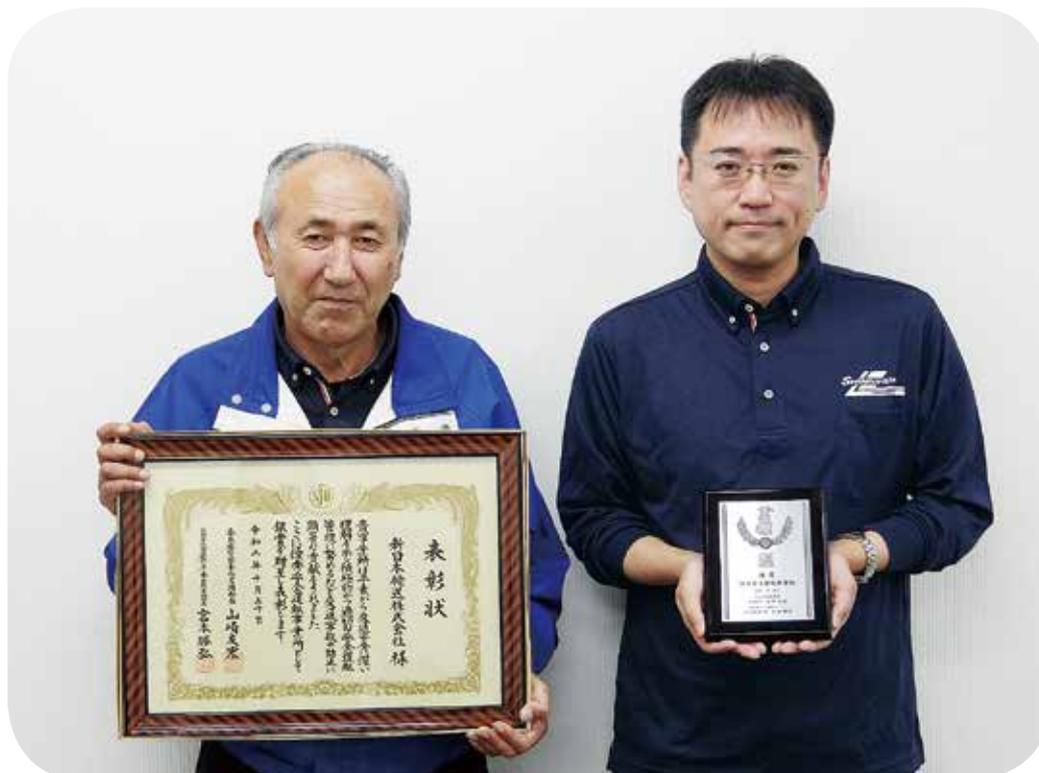
優秀安全運転事業所表彰（銀章）受賞

日：令和2年11月10日(火)

場所：新日本輸送株式会社 郡山本社(大和郡山市美濃庄町)

新日本輸送株式会社は職場ぐるみで安全運転、交通事故防止に努め、運転記録証明書の分析結果、無事故無違反率が優良だったので、優秀安全運転事業所として銀賞を受賞されました。

自動車安全運転センター奈良県事務所（所長 宮本 勝弘氏）より表彰状と記念盾が贈られました。



▲左から郡山本社営業所所長 坂口充弘氏

課長代理 横田一孝氏

* 写真撮影のためマスクを外しています。

活躍する女性ドライバー

(株)ヤマトマルチチャーター奈良営業所 (大和郡山市今国府町)

井澤みちるさん
森田 徳美さん



▲井澤みちるさん(右)と森田徳美さん(左)



無事に帰ってきたときに達成感

(株)ヤマトマルチチャーター奈良営業所の井澤みちるさんと森田徳美さんはともに10トントラックを運転する女性ドライバー。「宅急便の仕事が好きすぎて、トラックドライバーになってしまいました」という井澤さん。トラックの運転が楽しいというよりは、同じ流れの中で、今日も無事に帰ってこられたという達成感を感じる時が一番嬉しいとのこと。「まだまだ男社会のトラック運送の中で気を張ってやっていますが、周りの人から常に笑顔で接してもらえ、声掛けしてもらえ、そして時には大型に乗ってるのすごいわねえって言われるのは、女性ドライバーだからかな?」とほがらかに笑う。



丁寧に思いやりのある運転

もともと車の運転が好きでトラックドライバーになったという森田さん。「女性にとってトラックドライバーの仕事は難しい面もあるけど、ハンドルを握っている以上男女の区別はなく、運転はみんな同じ」ときっぱりとした言葉。「子どもが、トラックを眺めて、ずっと手をふってくれるという嬉しいこともありました」。「丁寧に思いやりのある運転を見てもらうことで、女性にもできるやりがいのある仕事だと思ってもらい、もっと女性ドライバーが増えるといいな」と希望を交えて述べました。



▲運転席の井澤さん



▲運転席の森田さん

* 写真撮影のためマスクを外しています。

横断歩道は歩行者優先マスクトラック啓発活動

日時：令和2年10月21日(水) 午前10時～
場所：奈良市今市町県道沿い駐車場

横断歩行者保護活動として、奈良地域（塚本支部長）と田原本地域（萩原支部長）は合同で奈良警察署、天理警察署の協力を得て、「横断歩道は歩行者優先」の横断幕を前面に掲出したマスクトラックを駐車場に止めて啓発活動を行いました。



奈良警察署
中谷交通第一課長



天理警察署
笹田交通課長



環境キャンペーン

日時：令和2年10月27日(火) 午後2時～
場所：近鉄郡山駅前周辺



エコドライブを呼びかけ

環境対策委員会（委員長・辻本健治氏）は10月27日、近鉄郡山駅前で環境キャンペーンを実施しました。「11月はエコドラ

イブの推進月間なので、一般の方にも理解してもらい、同様に取組んでいただければありがたい」と担当副会長の萩原良介氏。

受け取った方からは、「そんな活動をしているんですか。ご苦労様です」と言葉を頂きました。



啓発品(リーフレット、ダストバッグ)▶

令和3年度税制改正・予算に関する要望

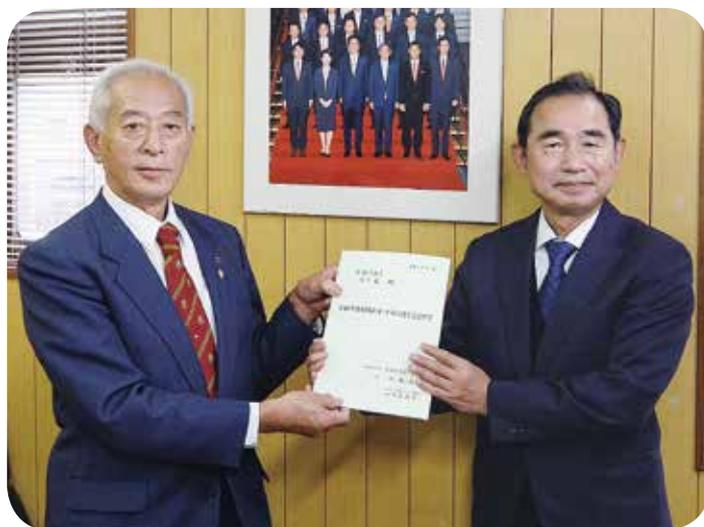
月日 令和2年11月11日(水)
衆議院議員 高市早苗奈良事務所
参議院議員 堀井巖奈良事務所
参議院議員 佐藤啓奈良事務所

公共的なトラック輸送の維持確保のため、(公社)奈良県トラック協会 塚本会長、清水副会長、中副会長は新型コロナウイルス感染症関係の要望や高速料金引き下げ等の令和3年度税制改正・予算要望に関し、奈良県選出国會議員事務所に要望書を提出しました。



◀左 高市早苗事務所
所長 木下剛志氏

▶右 堀井巖事務所
秘書 米田憲司氏



◀右から佐藤啓事務所
秘書 石橋利洋氏
秘書 木村政夫氏

* 写真撮影のためマスクを外しています。

月日 令和2年11月12日(木)
衆議院議員 小林茂樹奈良西大寺事務所

月日 令和2年11月18日(水)
衆議院議員 田野瀬太道奈良事務所
衆議院議員 奥野信亮奈良事務所



▲左 小林茂樹事務所
所長 永井一男氏



▲右 田野瀬太道事務所
秘書 沖浦功一氏

* 写真撮影のためマスクを外しています。

百貨店・宅配部会 奈良県警察本部に事故防止事業の活動報告

日時：令和2年11月16日(月) 午後3時～
場所：奈良県警察本部 交通部

百貨店・宅配部会の吉田金七部会長（株吉田運輸）が、奈良県警察本部を訪問し、山崎友宏交通部長に、事故防止ポスティング事業の活動状況を報告しました。



▲写真左から吉田金七部会長、山崎友宏交通部長

* 写真撮影のためマスクを外しています。

事故対からのお知らせ

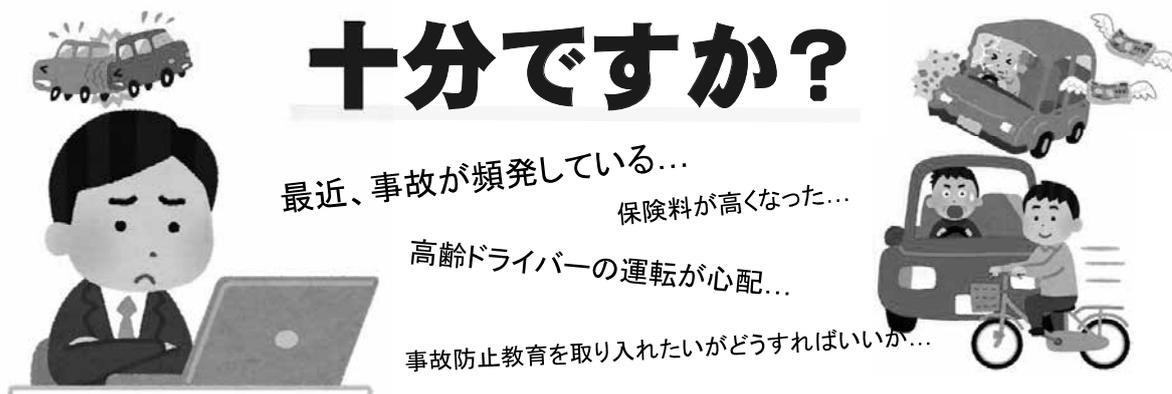

 NASVA
 ナスバ

 ナスバは安全・安心のパートナー
 ～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

 独立行政法人
 自動車事故対策機構

自動車の事故対策は

十分ですか？


 最近、事故が頻発している...
 保険料が高くなった...

高齢ドライバーの運転が心配...

事故防止教育を取り入れたいがどうすればいいか...

そこで提案です。義務対象以外の**適性診断**も受診されませんか？

ナスバでは、ドライバーの性格、安全運転態度、認知・処理機能・視覚機能などについて、心理及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立つようきめ細かいアドバイスを行っております。

体の状態を診るものが、健康診断であるならば、

運転の状態を診るものが「適性診断」です。
あなたの運転時のクセや傾向を分析します！

健康診断と同じく定期的に受診することで事故防止に役立ちます！

ポイント 費用 1人あたり 2,400円（一般診断の場合）～

ポイント 事故防止効果 運行管理者の90%以上が定期受診による事故防止効果を実感

ポイント 企業PR 安全運転教育を実施しているとアピールできる

ポイント 容易 80分程度※で受診可能 ※一般診断の場合。個人差があります。

協会会員には協会の助成制度がある場合があります。

ナスバ奈良支所 ☎0742-32-5671

お気軽にお問い合わせください！！

ナスバ 適性診断

検索 

N A S V A
ナ ス バ

ナスバは安全・安心のパートナー
～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

独立行政法人
自動車事故対策機構

ナスバネットは交通事故減少の近道

インターネット適性診断システム ナスバネット

を自社に導入してみませんか？

「一般診断(定期診断)」のすすめ

◆自分の営業所で受診可能！ ◆時間と出張旅費を節減！



診断の予定調整が大変…
交通費ももったいない…
ドライバーも負担…
等々

適性診断をもっと効率的に受けたい事業者様にオススメです!!

仕様を満たすPC及びハンドルコントローラ等を導入いただければ、自社のPCにて当機構内で実施している診断と同じ内容を自社内でご利用いただくことができます。

ナスバ奈良支所 ☎0742-32-5671

お気軽にお問い合わせください!!

ナスバネット

検索



All rights reserved, Copyright(C)National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid

**24時間
365日
受診可能!**

24時間365日いつでも
自分の営業所でドライバーの
適性診断受診が可能です。

時間と出張
旅費を節減

※一般診断のみ

ナスバネットを利用すると・・・



運行管理者の90%以上が、
定期的に適性診断を
受診することについて、
事故防止に「効果がある」
と感じていらっしゃいます。

**企業の
PR効果!**

安全マネジメントに対する
積極性と事故減少による
企業イメージをアピールする
ことができます。

PR効果を
期待できます

ナスバネットを利用すると・・・



Gマーク

(6. 特定の運転者以外にも適性診断
(一般診断)を計画的に受診させている。)
等の審査項目にも!!

ナスバネットソフト
(バージョンアップ)
無料!!

※診断料は別途必要
(ナバ 奈良で受診する
場合と同じ)

必要なパソコン及び付加部品等の合計平均価格 約200,000円/台 前後

(パソコンの流通販売価格には大きな幅があり、あくまで参考例ですのでご注意ください)

※ADSL以上のブロードバンド回線
を利用できることが前提です
(光回線の利用を推奨します)

契約条件

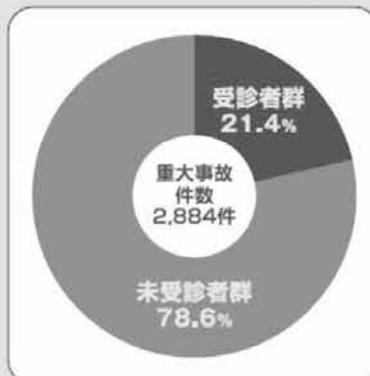
- ▶ 利用に必要な使用機器、基本ソフト及び通信経費は利用者負担が前提です
- ▶ 診断受診料の支払につきましては、後納契約が利用契約の必須条件です

**適性診断機器のレンタル
(1日レンタル料1,100円) もございます**

適性診断受診者群の重大事故発生率は、未受診者群の半分!

平成15年度に適性診断を受診したトラック、バス、タクシーなどの運送事業ドライバーが関係した重大事故発生に関し、「適性診断」の事故防止効果を調査したところ、適性診断受診者群の重大事故発生率は未受診者群の約5割(52.4%)にとどまることが認められました。

適性診断受診者群と未受診者群との比較結果



重大事故発生率

受診者群

0.140%

未受診者群

0.267%

〈重大事故発生率〉

受診者群は未受診者群の

52.4%

第111回 トラック運送業界の景況感（速報）

第111回

トラック運送業界の景況感（速報）

令和2年7月～9月期

今期の大企業製造業の景況感を示す業況判断指数（日銀短観9月調査）は、停滞していた経済活動が再開したことなどにより、▲27と前回調査（6月）から7ポイント改善した。

こうしたなか、令和2年7月～9月期のトラック運送業においては、コロナ禍での通販需要の拡大により、「宅配貨物」の輸送量、営業収入、営業利益、経常損益ともに大幅な改善となった。「一般貨物」及び「宅配以外」でも輸送量、経常損益等がやや回復基調となったことから、業界の景況感は▲91.7（前年同期比）となり、前回（▲112.5）から20.8ポイント改善した。

なお、今後の見通しは、企業活動の本格的再開や個人消費の復調等により、輸送量等はゆるやかに回復することが見込まれることから、▲78.5（今回▲91.7）と13.2ポイント改善する見込みである。

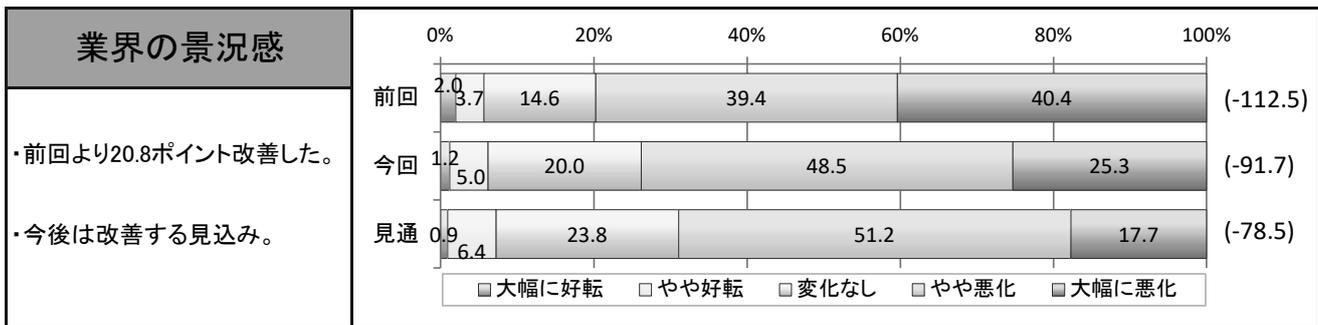
詳細は（公社）全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ

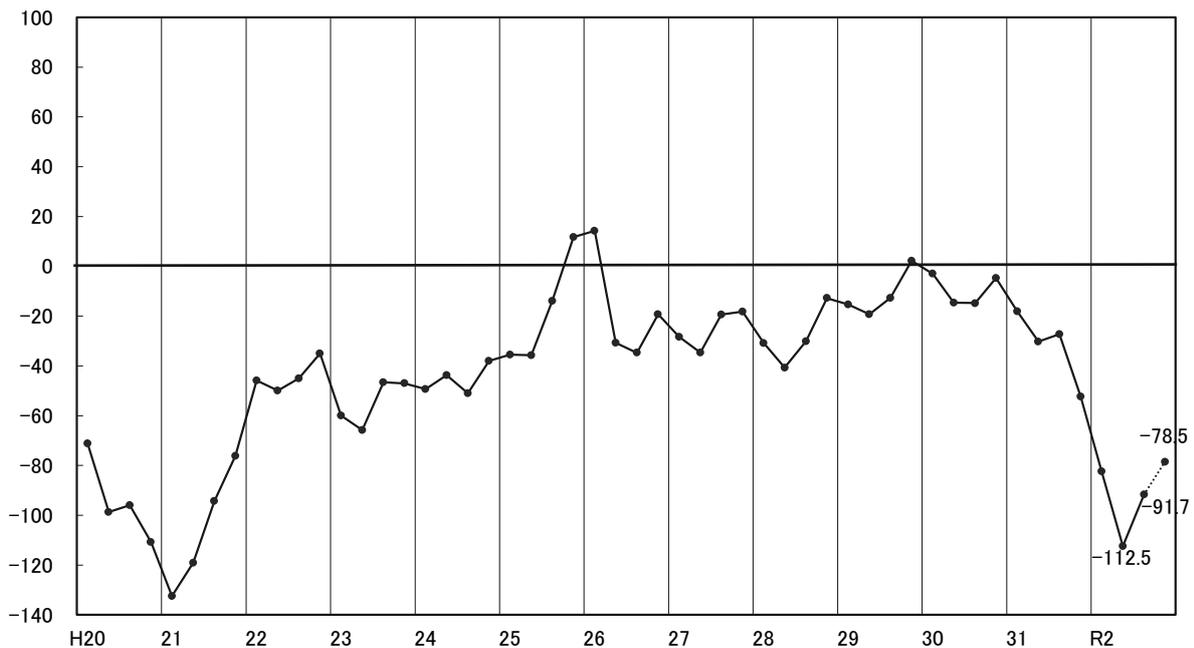
HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感（速報）

1 業界の景況感:今回(令和2年7月～9月期)の概況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 業界の景況感は、「好転」とした事業者は6.2%（前回5.7%）、「悪化」とした事業者は73.8%（前回79.8%）で、判断指標は▲91.7となり、前回（▲112.5）から20.8ポイント改善した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 業界の景況感の今後の見通しは、▲78.5（今回▲91.7）と13.2ポイントと改善する見込みである。



トラック運送業界の景況感の推移(H20以降)



(注1) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R2.4月～6月期)の状況、中段は今回(R2.7月～9月期)の状況、下段は今後(R2.10月～12月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(注3) 各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A(設問Aの回答者数) = a1+a2+a3+a4+a5(設問Aの選択肢1～5の回答数の和)

指標 = $\{(+2 \times a1) + (+1 \times a2) + (0 \times a3) + (-1 \times a4) + (-2 \times a5)\} \div A \times 100$

2 共通の概況①:今回(令和2年7月～9月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・実働率は▲76.4(前回▲91.4)と15.0ポイント改善、実車率は▲71.4(前回▲86.0)と14.6ポイント改善し、前回と比較して輸送効率は改善した。 ・採用状況は▲15.8(前回▲3.8)と12.0ポイント低下し、雇用状況(労働力の不足感)は33.9(前回19.6)と14.3ポイント上昇し、労働力の不足感は強くなった。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・実働率は▲65.3(今回▲76.4)と11.1ポイント改善、実車率は▲58.2(今回▲71.4)と13.2ポイント改善し、輸送効率は改善する見込みである。 ・採用状況は▲15.6(今回▲15.8)と0.2ポイント改善、雇用状況(労働力の不足感)は49.8(今回33.9)と15.9ポイント上昇し、労働力の不足感は強くなる見込みである。

実働率	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>■ 大幅に上昇 ■ やや上昇 ■ 横ばい ■ やや低下 ■ 大幅に低下</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・前回より15.0ポイント改善した。 ・今後は水準を上げる見込み。 	
実車率	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>■ 大幅に上昇 ■ やや上昇 ■ 横ばい ■ やや低下 ■ 大幅に低下</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・前回より14.6ポイント改善した。 ・今後は水準を上げる見込み。 	
採用状況	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>■ 大幅に増加 ■ やや増加 ■ 変わらない ■ やや減少 ■ 大幅に減少</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・前回より12.0ポイント低下した。 ・今後も今回とほぼ同様の水準の見込み。 	
雇用状況 (労働力の不足感)	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>■ 不足 ■ やや不足 ■ 適当 ■ やや過剰 ■ 過剰</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・前回より14.3ポイント上昇した(不足感が強くなった)。 ・今後は水準を上げる見込み。 	

(注4)雇用状況については、上段は前回(R2.4月～6月期)の状況、中段は今回(R2.7月～9月期)の状況、下段は今後(R2.10月～12月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

3 共通の概況②:今回(令和2年7月～9月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲59.2(前回▲65.4)と6.2ポイント増加、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲53.3(前回▲63.5)と10.2ポイント増加した。 経常損益は▲74.5(前回▲93.4)と18.9ポイント改善した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲43.9(今回▲59.2)と15.3ポイント増加、貨物の再委託は▲39.8(今回▲53.3)と13.5ポイント増加する見込みである。 経常損益は▲63.5(今回▲74.5)と11.0ポイント改善し、経常損益の水準を上げる見込みである。

所定外労働時間	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 2.3 6.3 32.9 40.5 17.9 (-65.4)</p> <p>今回 1.4 4.1 40.8 42.1 11.8 (-59.2)</p> <p>見通 1.5 6.4 47.0 37.0 8.2 (-43.9)</p> <p>■大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 ■大幅に減少</p>
<p>・前回より6.2ポイント増加した。</p> <p>・今後は水準を上げる見込み。</p>	
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 2.2 25.6 42.0 26.9 23.3 (-63.5)</p> <p>今回 1.2 26.1 47.0 29.7 16.1 (-53.3)</p> <p>見通 1.2 6.1 56.1 25.0 11.7 (-39.8)</p> <p>■大幅に増加 □やや増加 □変わらない □やや減少 ■大幅に減少</p>
<p>・前回より10.2ポイント増加した。</p> <p>・今後は水準を上げる見込み。</p>	
経常損益	<p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>前回 1.7 7.5 18.1 41.4 31.4 (-93.4)</p> <p>今回 1.5 10.0 21.8 45.8 20.9 (-74.5)</p> <p>見通 1.2 9.2 28.9 46.1 14.5 (-63.5)</p> <p>■大幅に好転 □やや好転 □変化なし □やや悪化 ■大幅に悪化</p>
<p>・前回より18.9ポイント改善した。</p> <p>・今後は水準を上げる見込み。</p>	

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとを実施。第111回調査は、令和2年10月1日に、モニターに対して調査開始、令和2年10月31日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者全体
44	640	684

トラックにおける
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(第1版)

公益社団法人全日本トラック協会

令和2年5月14日

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、トラック運送業界における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

トラック運送事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等

の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いかな重点的に確認する。(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)
- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針¹などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

(3) 通勤

- ・ テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。

¹ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

- ・ 自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
- ・ それ以外の従業員についても、時差出勤の励行、従業員用の通勤バスの運行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

(4) 事業所での勤務

- ・ 従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行うよう努める。
- ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・ 従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・ 飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。）。
- ・ 窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・ 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ 外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- ・ 出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・ 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・ 会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低1メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
- ・ 少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。

- ・ オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ・ 採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施するなど工夫する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン²などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

(5) 事業所での休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。
- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(6) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ 便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(7) 車両・設備・器具

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。

² 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」
(www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf)等を参照

- ・ 車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(8) 運転者に対する点呼

- ・ 対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ・ 疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・ 始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- ・ 酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌³することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

(9) 運行中

- ・ 2名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。
- ・ 荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。
- ・ 乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。

³ アルコール検知器の除菌にあたっては、誤検知を防ぐため、アルコール検知器協議会の作成したチラシ（アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>）を参考にすることが望ましい。

- ・作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。
- ・共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いをを行う（アルコール消毒可）。

(10) 事業所等への立ち入り

- ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(11) 従業員に対する協力のお願ひ

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
- ・過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(12) 利用者に対する協力のお願ひ

- ・事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。

- ・ 非対面・非接触の配送形態である「置き配」について、ガイドライン⁴を参照しながら活用への理解を促す。

(13) 感染者が確認された場合の対応

① 従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

② 複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(14) その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- ・ 新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、公益社団法人全日本トラック協会が新型インフルエンザの感染予防対策のために作成したガイドライン⁵も参考にする。

(以上)

⁴ 「置き配の現状と実施に向けたポイント（令和2年3月経済産業省・国土交通省）」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001335954.pdf>)

⁵ 「物流業における新型インフルエンザ対策ガイドライン（緊急対策マニュアル）」
(<http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/pdf/inhuruenza.pdf>)

「新型インフルエンザ対策ガイドライン緊急対策マニュアル副読本」

(http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/influ/img/kinkyu_taisaku_manual_sub.pdf)

トラックにおける
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(第2版)

公益社団法人全日本トラック協会

令和2年6月12日

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、トラック運送業界における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

トラック運送事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等

の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いかな重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)
- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針¹などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

(3) 通勤

¹ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
- ・それ以外の従業員についても、時差出勤の励行、従業員用の通勤バスの運行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

（4）事業所での勤務

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ2メートルを目安に広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。）。
- ・窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低1メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
- ・少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減

らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。

- ・ オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ・ 採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施するなど工夫する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン²などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

(5) 事業所での休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。
- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(6) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ 便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(7) 車両・設備・器具

² 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」(www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf)等を参照

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。
- ・ 車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(8) 運転者に対する点呼

- ・ 対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ・ 疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・ 始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- ・ 酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌³することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

(9) 運行中

- ・ 2名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。

³ アルコール検知器の除菌にあたっては、誤検知を防ぐため、アルコール検知器協議会の作成したチラシ（アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>）を参考にすることが望ましい。

- ・ 荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。
- ・ 気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす⁴。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。
- ・ 乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。
- ・ 作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。
- ・ 共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いをを行う（アルコール消毒可）。

(10) 事業所等への立ち入り

- ・ 取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・ このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(11) 従業員に対する協力のお願い

- ・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・ 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。

⁴ 環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」

(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)

環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について ～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～」

(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf)

厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
- ・ 取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(12) 利用者に対する協力をお願い

- ・ 事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。
- ・ 非対面・非接触の配送形態である「置き配」について、ガイドライン⁵を参照しながら活用への理解を促す。

(13) 感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人情報の取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(14) その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

⁵ 「置き配の現状と実施に向けたポイント(令和2年3月経済産業省・国土交通省)」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001335954.pdf>)

- ・ 新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、公益社団法人全日本トラック協会が新型インフルエンザの感染予防対策のために作成したガイドライン⁶も参考にする。

(以上)

⁶ 「物流業における新型インフルエンザ対策ガイドライン（緊急対策マニュアル）」
(<http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/pdf/inhuruenza.pdf>)
「新型インフルエンザ対策ガイドライン緊急対策マニュアル副読本」
(http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/influ/img/kinkyu_taisaku_manual_sub.pdf)

近畿交通共済からのお知らせ

自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を 確かな補償と安心をご提供します。

相手方への賠償（対人共済、対物共済）、運転者および搭乗者の補償（搭乗者共済、自損事故共済、無保険車傷害共済）、お車の補償（車両共済、搬送引取費用特約）の商品に加えて、万一事故が起きたとき、「24時間・365日事故受付サービスと初期対応」をはじめ、専門スタッフによる事故対応、個別事業所訪問などきめ細かい事故防止サービスなど、貨物運送事業者のニーズやご要望に沿ったサービスを提供します。

近畿共済に未加入の方は、組合加入の後ご契約いただけます。加入については、一定の出資金（一口5千円）を払込みのうえ加入手続をしていただけます。

ご契約を検討されている方は、下記までお気軽にご連絡ください。当組合スタッフがすぐに掛金のお見積りをいたしますので、現在ご契約されている自動車保険証券等の資料をご用意ください。

自動車共済・新規獲得キャンペーン実施中

新しい組合員さんをご紹介ください。(10月1日～3月31日)

貨物運送業界は、新型コロナウイルスの影響で、生産減による貨物量の減少など依然として厳しい状況にあります。

当組合の上半期契約推進状況については、こうしたコロナウイルス感染の影響で十分な推進の取組みができなかったため対人および対物契約台数は期首割れとなりましたが、車両および搭乗者共済、搬送引取特約の契約は増加できました。

今年度下半期においても、新規獲得キャンペーンを実施し、積極的な新規契約勧誘活動をすすめております。ぜひ当組合の自動車共済契約をご検討願います。

キャンペーンの内容

期間中の新規契約について、事業者数(2件以上)部門、自動車共済掛金(20万円以上)部門のそれぞれ上位3地域に対して副賞を添えて表彰します。

また、特賞として、新規事業者紹介1件成立につき、選べるギフト(6,000円相当)を贈呈します。

自賠償共済契約獲得キャンペーンも実施中

期間中に、新規自賠償共済契約獲得件数の上位10代理店に対して景品を進呈します。

また、特賞として、新規自賠償共済代理店の紹介1件成立につき景品を進呈します。

令和2年度
自動車共済
新規獲得
推進キャンペーン
セカンドステージ

令和2年
10/1(木)～
令和3年
3/31(水)

入賞条件
A・Bの各部門別上位3位までの地域に対して
表彰及び副賞を贈呈

特賞
新規事業者の紹介1件成立につき、
ご紹介いただいた組合員様へ
選べるギフト進呈

近畿交通共済協同組合

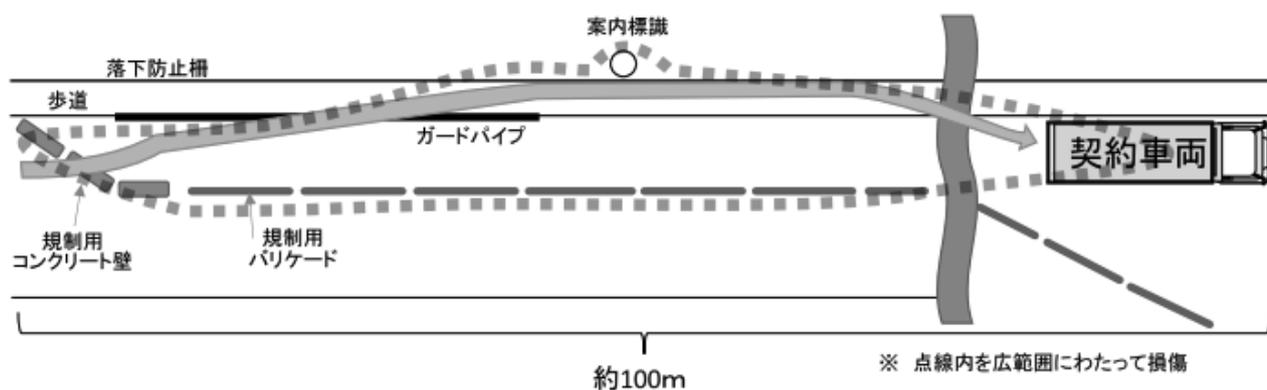
近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743—59—1701まで

自損事故 高額補償事案

本年10月10日(土) 午後10時頃、山形県村山市の国道13号を走行中の契約車両(大型貨物自動車)が、工事による車線規制のコンクリート壁に接触後縁石に乗り上げ、車線左側のガードパイプや大型の案内標識をなぎ倒した他、歩道用の落下防止柵や路面にも大きな損傷を与えた。更に、積み荷が大量に散乱した他、約100メートルにわたって燃料が流出し、路面を汚損する大惨事(被害総額1千万円以上と推測)となりました。

幸いにして人的損害は発生していませんが、もし歩道上に歩行者がいたり、規制車線内に工事関係者がいた場合、取り返しのつかないような大惨事となっていたと考えられます。



漫然運転の防止(本件交通事故は覚低走行が原因と思われます。)

- ◎ 自分の漫然運転につながる兆候を見逃さない!! ※
- ◎ 疲れを感じる前に、早めでこまめな休憩を取り、決して無理をしない。
- ◎ 点呼実施者は、被点呼者の異常(疲れ、寝不足など)を見逃さず、必要とあらば乗務させない。

※ 漫然運転につながる兆候とは?

体を揺らす、体をかきむしる、注意散漫になる、ひとり言が増えるなど、人によって様々なため、自分にどんな兆候があるか、運転を振り返ってみましょう。

軽油価格調査集計表(2020年9月)

令和2年10月26日現在
(公社)全日本トラック協会

2020年9月

単純集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	91.77	81.18	89.82

2020年9月

元売別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JXTGエネルギー	86.90	79.50	92.51
出光	83.00	80.38	86.81
昭和シェル	103.67	82.30	
エクソンモービル			
キグナス		82.30	
コスモ	88.82	82.93	94.00
その他	91.13	80.84	87.24

2020年9月

月間購入量別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	93.02	80.97	90.91
30～50キロリットル未満	84.60	89.45	82.54
50～100キロリットル未満		80.05	87.00
100キロリットル以上	81.40	78.90	

2020年9月

支払期限別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	92.52	79.50	93.95
30～60日未満	92.43	81.21	88.34
60日以上	81.40	83.50	91.20

軽油価格推移表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2020年5月	80.05	65.82	74.44
2020年6月	81.98	72.99	82.40
2020年7月	87.85	77.05	87.33
2020年8月	89.88	80.04	89.29
2020年9月	91.77	81.18	89.82

※消費税抜きの価格となります。

適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和2年10月実施状況		令和2年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
20件	19件	4月	1件	8月	8件	12月	件	
		5月	1件	9月	14件	1月	件	
		6月	5件	10月	19件	2月	件	
		7月	8件	11月	件	3月	件	
54件								

令和2年10月実施結果				
調査事項		調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	19	0	0.0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	19	2	10.5%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	19	0	0.0%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	19	0	0.0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	19	0	0.0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	14	0	0.0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	19	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	19	0	0.0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	11	0	0.0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	1	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	19	0	0.0%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	19	0	0.0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	13	1	7.7%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。	19	0	0.0%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	19	0	0.0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	19	1	5.3%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	19	0	0.0%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	19	2	10.5%
	6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	19	0	0.0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	19	2	10.5%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	19	0	0.0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	16	1	6.3%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	5	0	0.0%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	19	1	5.3%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	16	6	37.5%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	16	3	18.8%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	19	0	0.0%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	19	0	0.0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	19	2	10.5%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	19	0	0.0%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。	19	1	5.3%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	16	2	12.5%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	19	2	10.5%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	19	0	0.0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	19	1	5.3%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	19	1	5.3%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	19	1	5.3%
VII. 運輸安全マネジメント	1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。	19	1	5.3%
指導件数合計		659	30	4.6%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

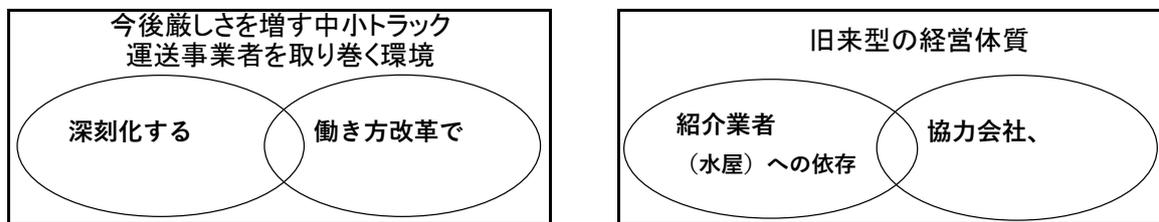
	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	10件	3件	2件	件	件	件	15件
新規参入	件	1(1)件	1件	件	件	件	2(1)件
新規(他)	1件	件	1(1)件	件	件	件	2(1)件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	11件	4(1)件	4(1)件	件	件	件	19(2)件

()は会員外の件数です

K I T 事業のご案内

Kyodo Information of Transport
K I T (協同・情報・輸送) 事業のご案内
 キット K・I・T

品質と信頼で未来につなぐ 求荷求車ネットワーク「WebKIT2」



WebKIT2
 がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

導入効果

安定的な輸送力の確保のために

- ・大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果

安心のネットワーク取引のために

- ・明確な運賃
- ・回収不安なし

導入効果

輸送効率化のために

- ・配車業務のシステム化
- ・配車担当者のスキル向上
- ・書面化による輸送トラブル解消

導入効果

輸送効率化のために

- ・閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・帰り荷確保(実車率アップ)
- ・余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

*運賃の集金は組合精算ですので安心です。

*運賃の支払いは45日サイトです。

*軽油・尿素的の支払いは50日サイトです。

☆輸送

運賃<実例>

◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市)

運賃 85,000円(税抜き)

◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市)

運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和2年	9月	10月
軽油	86円	85円

4トン車

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素的販売

アドブルー 1L=52円(2020年1月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合 〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

トラック協会・陸災防奈良県支部

12月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
4	金	11:00～	第2回総務委員会	奈良県トラック会館
8	火	11:00～	第2回適正化実施対策委員会	奈良県トラック会館
8	火	13:30～	第3回交通安全・労災防止対策委員会	奈良県トラック会館
10	木	9:15～	整備管理者選任前研修	整備振興会
11	金	9:15～	整備管理者選任前研修	整備振興会
15	火	11:00～	第277回理事会	奈良県トラック会館

1月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
23	土	9:00～	はい作業主任者技能講習会	奈良県トラック会館
24	日	9:00～	はい作業主任者技能講習会	奈良県トラック会館
25	月	9:45～	整備管理者選任後研修	奈良県産業会館
26	火	13:30～	令和2年度原価計算活用セミナー	奈良県トラック会館



年・年始の業務及び緊急連絡先について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は協会業務に何かと御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

下記について、お知らせ致しますので、あらかじめご了承を賜りますようお願い申し上げます。

記

《協会事務局》

令和2年12月28日(月)

仕事納め

12月29日(火)～令和3年1月3日(日)まで

年末・年始休暇

令和3年1月4日(月)

仕事始め

なお、奈良・針トラックステーションについては

令和2年12月28日(月)17:00～令和3年1月4日(月)9:00まで
管理棟休憩室の利用は休ませて頂きます。



《緊急連絡先》

事務局の年末・年始における緊急連絡先をご案内申し上げます。

12月29日(火)	090-8758-6975	【協会携帯No.4】	岸本
30日(水)	090-7342-7715	【協会携帯No.1】	山村
31日(木)	080-8941-9228	【協会携帯No.8】	大西
1月1日(金)	090-1441-3878	【協会携帯No.6】	上村
2日(土)	080-8941-9227	【協会携帯No.7】	奥田
3日(日)	090-7340-7061	【協会携帯No.5】	森

III
積載と運転

2 積み方の基本

■積付け位置

トラックの操縦安定性は走行中の積荷の力が荷台の中心に働くものとして設計されていますので、積荷全体の重心の位置が、前後方向、左右方向ともに荷台の中心になるよう積みつけるのが理想的です。

また、積荷の重心が高いと走行中に左右の揺れが

ひどくなり、走行が不安定になったり荷崩れしやすくなりますから、積付けの段階から前後左右均等に、できるだけ低くなるように配慮します。荷台の一個所にまとめて高く積み上げるのではなく、床面全体を使用して均等に積むようにします。

積付け位置が悪いとこうなる

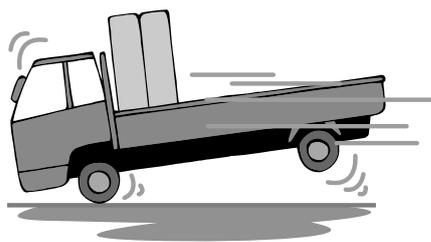
●左右に偏った積載の場合

カーブ走行、右左折、傾斜路面走行時に横転する危険性がある。



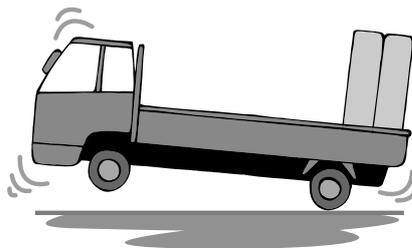
●前に偏った積載の場合

降坂時や急ブレーキをかけたときに、制動力不足のおそれがある。



●後部に偏った積載の場合

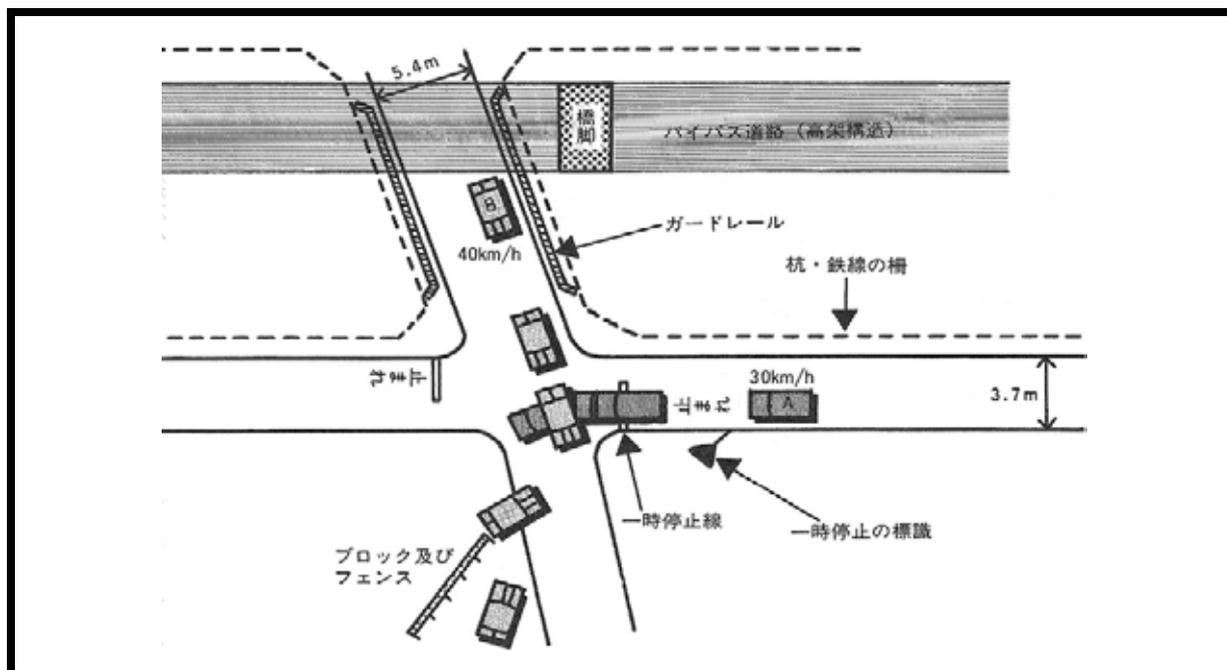
ハンドルが不安定になったり、発進時や登坂走行時、踏切通過時に、あたまが持ち上がってしまうことがある。



事業用自動車事故事例 No.64

無信号交差点での普通乗用車同士の出会い頭事故

■ 事故の概況



事故類型：出会い頭

当事者A：普通乗用車 50歳代 男

当事者B：普通乗用車 10歳代 女

■ 事故の概要

バイパス道路が高架構造になっており、その側道を下り終えたところにある十字路交差点です。この側道側には一時停止規制があります。Aは、一時停止規制に気づいており停止はしませんでした。速度を時速約30km程度まで減速して、先行車に続いて交差点に進入したところ、交差道路右側から進行してきたB車と出会い頭に衝突しました。

■ 事故から学ぶ

一時停止規制がある交差点は、確実に一旦停止し、交差する道路の安全を確認してから進入しましょう。

前走車両があると、つい引きずられることがあります。自分の目や耳で確実に安全確認を行うことが大切です。

また、交差する道路に一時停止規制があることが分かっても、急な飛び出しがあるかもしれないと考えて、速やかに回避操作をとれるような心構えで運転すべきです。

交差する道路の片方だけ見通しが良い場合がありますが、見通しが悪い方の道路には車がいるかもしれないと考えて、確実に一旦停止し、徐行・警戒しながら交差点に進入しましょう。

高速道路の側道と高速道路をまたいで通る道路との交差点では、側道の方に一時停止規制があることが多いのですが、何気なくそのまま交差点に進入してしまうウツカリが少なからずあります。川に沿う道路でも同じようなケースが頻発しているので気を付けてください。

奈良運輸支局からのお知らせ

年末・年始における業務の取り扱いについて

奈良運輸支局は12月29日(火)から翌年1月3日(日)まで閉庁となります。

1. 年末における業務の取扱い

年末における業務の取扱いは、12月28日(月)までとなっておりますが、年末には業務が輻輳し、混雑が予想されますので、諸手続きはできるだけ早めにお済ませ下さいますようお願いいたします。

なお、次に掲げる車両検査関係業務について、年内中の処理を要する場合は、所定の期日までに申請を行ってください。

- ・ 新規検査等事前提出、並行輸入自動車の届出及び
改造自動車の届出の受付 12月11日(金)まで
- ・ 検査予約の受付(年内受付分) 12月28日(月)午前まで
- ・ 持込検査及び指定整備の受付 12月28日(月)まで
- ・ 登録関係 12月28日(月)まで

(再申請及び書類不備等生じる可能性がありますので28日午前中の申請を行って頂きますようご協力をお願いします。)

2. 年始における業務の取扱い

各業務とも、1月4日(月)から平常どおり行います。

3. お願い

- (1) 検査及び登録申請の書類は正確に記入するとともに、内容を十分に確認してから提出されるようお願いいたします。
- (2) 車両検査予約日の変更及び空予約は、他の受検者の方の迷惑となりますので、ご遠慮下さい。
- (3) 来年の1月4日(月)以降の持込検査(車検)については、通常どおり事前に予約を入れて頂くようお願いいたします。

近畿運輸局奈良運輸支局
独立行政法人自動車技術総合機構奈良事務所

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

11月15日現在

区分	令和2年	令和元年	増減数	備考
総件数	30,553 件	35,515 件	-4,962 件	1日に約 95 件
人身事故件数	2,375 件	2,925 件	-550 件	1日に 7 件
死者数	21 人	28 人	-7 人	約15日に 1 人
負傷者数	2,936 人	3,650 人	-714 人	1日に約 9 人
物損事故件数	28,178 件	32,590 件	-4,412 件	1日に約 88 件

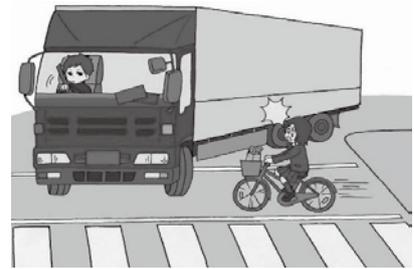
(データは概数)

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

11月15日現在

区分	令和2年	令和元年	増減数
総件数	1,375 件	1,401 件	-26 件
人身事故件数	103 件	136 件	-33 件
死者数	2 人	5 人	-3 人
負傷者数	143 人	177 人	-34 人
物損事故件数	1,272 件	1,265 件	7 件

(データは概数)



- ・県内の事業用貨物自動車に関する交通事故死者数は、**2人(前年比-3人)**です。いずれも、大型トラックとバイクが衝突した交通事故です。
- ・県内の物損事故件数は前年比減少していますが、事業用貨物自動車に関する物損事故件数は前年比7件増加しています。

3 県警察からのお知らせ

県警察では、交通事故防止を目的として、トヨタ自動車、奈良県トヨタ販売店と神経シゲキ体操動画を制作し、配信しています。

神経シゲキ体操は、日頃刺激していない体幹の運動神経を目覚めさせる体操であり、運転時のブレーキ・アクセルの踏み間違い等が原因となる交通事故を回避できる可能性があるかと期待されています。

神経シゲキ体操は子供や高齢者も簡単にできる体操です。

詳しくは、県警公式チャンネル等から動画をご覧ください!!



体幹の運動神経を目覚めさせる体操です



奈良県警察 神経シゲキ体操

検索



奈良県警察

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議より

最近の感染動向を踏まえて

- 飲食・買い物などのために、大阪市へ行くのはひかえましょう。

- 大阪などで感染リスクが高い場所に出入りしたときは
 - ・ 帰宅後すぐに着替え・シャワー！
 - ・ 食事・寝室は別々にしましょう。

- 友人と飲食やカラオケでは、
風邪症状や感染したリスクがある場合は
 - ・ 参加をがまん！（オンラインで参加）
 - ・ 従業員の方は出勤をひかえましょう。

- 本県ではこれまでのところ、**観光客からの感染事例はなく**、観光客のみなさまには、引き続き 「うつらない・うつさない」行動を徹底し、奈良での観光を楽しんでください。

大和郡山市善行者表彰を受賞

日時：令和2年11月3日(火) 午前9時30分～

場所：DMG MORIやまと郡山城ホール レセプションホール

奈良県トラック協会 郡山支部（支部長 中 秀夫）は、高齢者の交通事故防止として、大和郡山市に交通安全啓発品を寄贈したことにより、このたび大和郡山市の上田清市長より善行者表彰を受賞しました。



▲大和郡山市上田清市長より表彰を受ける中 秀夫支部長



* 写真撮影のためマスクを外しています。

トラック奈良 2020年12月 第320号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200(代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

感染リスクが高まる5つの場面

Q 新型コロナウイルス感染症を拡げないためには、どのような場面に注意する必要がありますか。

A 新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染するため、3密（密閉・密集・密接）の環境で感染リスクが高まります。

このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要です。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

